

令和6年（第1回定例会）

厚生環境教育委員会 会議録

令和6年3月6日

厚生環境教育委員会 会議録

○開会日時 令和6年3月6日(水)

開議 午前10時00分

閉議 午後12時46分

○開会場所 市議会 第3委員会室

○出席委員(8名)

委員長	安部 一郎	副委員長	重松 康宏
委員	中村 悟	委員	小野 和美
委員	日名子 敦子	委員	三重 忠昭
委員	黒木 愛一郎	委員	山本 一成

○欠席委員(0名)

○委員外議員出席者(0名)

○執行部出席者

教育長	寺岡 悌二	市民福祉部長兼 福祉事務所長	田辺 裕
こども部長	宇都宮 尚代	いきいき健幸部長	大野 高之
教育部長	古本 昭彦	こども部次長兼 子育て支援課長	中西 郁夫
教育部次長	稲尾 隆	市民課長	大石 宗徳
共生社会実現・部 落差別解消推進課 長	河野 幸夫	生活環境課長	堀 英樹
高齢者福祉課長	入田 純子	ひと・暮らし支援 課長	甲斐 博幸
障害福祉課長	大久保 智	こども家庭課長兼 こども家庭センタ 一長	内田 千乃

健康推進課長	和田 健 二	保険年金課長	石 崎 聡
介護保険課長	阿 南 剛	スポーツ推進課長	豊 田 正 順
教育政策課長	森 本 悦 子	学校教育課長	松 丸 真 治
		共生社会実現・部	
市民課参事	江 川 裕 子	落差別解消推進課	縄 田 早 苗
		参事	
生活環境課参事	原 田 勲 明		

○議会事務局出席者

主 査 松 尾 麻 里 主 査 佐 藤 雅 俊

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審 査 結 果
議第1号	令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号） 関係部分	全員一致による 原案可決
議第2号	令和5年度別府市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第3号）	全員一致による 原案可決
議第4号	令和5年度別府市介護保険事業特別会計補正予算 （第4号）	全員一致による 原案可決
議第22号	別府市奨学金に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第23号	別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に ついて	全員一致による 原案可決
議第24号	別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 及び別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の 一部改正について	全員一致による 原案可決
議第27号	別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請 者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例等の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第37号	市有地の貸付けについて	全員一致による 原案可決

議第38号	市有地の貸付けについて	全員一致による 原案可決
議第39号	市有地の貸付けについて	全員一致による 原案可決
議第40号	市有地の貸付けについて	全員一致による 原案可決
議第41号	市有地の貸付けについて	全員一致による 原案可決
議第42号	市有地の貸付けについて	全員一致による 原案可決
議第43号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に 供することに関する協議について	全員一致による 原案可決
議第47号	市長専決処分について（関係部分）	全員一致による 承認
議第48号	市長専決処分について	全員一致による 承認

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和6年3月6日

厚生環境教育委員会

委員長 安部 一郎

厚生環境教育委員会 会議概要

○開議：10時00分

○安部委員長

ただいまから、厚生環境教育委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）ほか15件であります。

審査はお手元に配付している議案審査順序表の記載順により、各課に説明を受け、質疑の後、採決いたします。

初めに市民課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）市民課関係部分及び議第48号市長専決処分について、当局から一括して説明願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

おはようございます。市民福祉部長の田辺でございます。それでは座って、市民福祉部の説明をさせていただきます。

それでは、今回提出しております市民福祉部関係議案の概要について御説明申し上げます。

市民福祉部におきましては、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）におきまして、市民課、生活環境課、高齢者福祉課、ひと・くらし支援課、障害福祉課の5課より予算案を提出しております。

また、議第43号にて公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について、共生社会実現・部落差別解消推進課より、議第48号市長専決処分について、市民課から、また議第47号市長専決処分関係部分について、ひと・くらし支援課より提出しております。

順次、担当課より説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願います。

それでは、市民課関係部分について御審査をお願いいたします。

○大石市民課長

おはようございます。市民課長の石でございまして。よろしく願います。

それでは、説明させていただきます。議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）市民課関係部分について説明させていただきます。

まず、歳出について御説明いたします。予算書23ページをお開きください。

上から1行目、事業番号0177市民課事務に要する経費の減額について、115万8000円を減額補正させていただくものであります。これは、申請書記入サポートシステム導入委託業務の入札に伴いまして、執行残額を減額するものでございます。

次の0178住民基本台帳事務に要する経費については、財源補正となっております。

続きまして、その下段、事業番号0179戸籍事務に要する経費の追加額については、134万2,000円を追加補正させていただくものであります。これは、令和5年度別府市住居表示に伴う本籍地表示変更のための戸籍システムの改修について、改修内容と予算執行見込額を精査した結果、委託料の追加及び不用額を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明させていただきます。予算書12ページをお開きください。

上から4行目、16款2項1目総務費国庫補助金の2節戸籍住民基本台帳費補助金、社会保障税番号システム整備費補助金の減額について、108万7,000円となっております。これは、先ほど歳出で御説明しました事業に伴う減額補正でございます。

次に5ページをお開きください。

繰越明許費補正について御説明いたします。上から3行目、4行目になります。

2款総務費、3項の戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳システム改修事業及び戸籍システム改修事業についてでございます。

マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記などに関わる事業について、国からのシステム改修作業内容が定まらず、今年度事業の完了が見込めないことから、繰越明許費として住民基本台帳システム改修費1,463万円、戸籍システム改修費831万6,000円を計上させていただいております。

次に、議第48号市長専決処分について御説明させていただきます。議案書110ページをお開きください。

これは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、平成12年度政令第16号の一部が改正され、戸籍及び除籍、電子証明書提供用識別符号の発行に関わる手数料を徴収する事務及び金額が定められたことに伴い、条例を改正しようとするものであります。

お配りしております資料を御覧ください。

資料の1ページ目でございます。

別府市手数料条例改正の概要としまして、令和元年の5月31日に戸籍法の一部の、一部を改正する法律が公布され、その附則第5号の施行日が令和5年11月24日の閣議決定により、令和6年3月1日と決定しました。令和6年2月7日に市長専決処分をさせていただきました。附則5号中には、戸籍の全国広域交付が盛り込まれておりまして、これまで本籍地でしかできなかった本人などの戸籍の交付が、全国いずれの市町村でも受けられるようになりました。

また、新規事務としまして、主に社会保障手続に使用する戸籍電子証明書提供識別符号の発行も行われるようになりました。いずれにおきましても、交付において手数料を徴するため、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき、別府市手数料条例、別表第1の該当部分について改正が必要となったということになります。

手数料については、以下に示しております全国広域交付の戸籍の発行が450円、除籍の発行が750円、これは本籍地分と同額となっております。

それから、戸籍電子証明の提供識別符号、それから除籍の識別符号がおのおの400円と700円になっております。こちらが新規になります。

資料2ページ目を御覧ください。

こちらについては、法務省の資料になりますが、今年の令和6年3月1日から戸籍制度が利用しやすくなるということの資料になっております。真ん中に現状を書いております。現状は、戸籍を取得するためには、自分の本籍地の市町村に出向いて取得する。もしくは、本籍地の市町村に郵便で請求するという形になっております。非常に不便な状態が、今回の法改正で、本籍地の市町村から全国の市町村どこでも請求が可能になりました。非常に便利になる法改正です。これが3月1日からになります。

資料3ページ目を御覧ください。

これも法務省の資料になりますが、戸籍法が改正されてできるようになることとしてまとめられております。大きく2つございまして、上段第1と書かれております薄い緑色の点線の枠内、これは戸籍で、社会保障の手続でマイナンバーを利用して戸籍抄本の提出が省略できますと。主に何があるかといいますと、この緑の枠の中に、扶養手当の支給事務における続柄や死亡の事実、それから年金の被保険者の届出などのいろいろなものがこの社会保障の手続がマイナンバーによって省略できるというのがまず大きな1つです。

それから第2、中段から下ですけれども、戸籍の手続や戸籍抄本の取得も便利になるということで、1番目として、戸籍の届出等における戸籍抄本の提出が不要になります。婚姻届や出生届のときに戸籍の確認をしますが、これも不要になるということになります。

それから、2番目です。本籍地以外の市町村での戸籍抄本、これは先ほど説明した部分でござ

いますが、最寄りの市町村で戸籍の取得ができると。これは、自分が住所を置いてない市町村でも構いません。別府市民が福岡に行っても取れますし、福岡の人が別府に来たときに、別府市役所で戸籍も取れるというような形で、全国どこの市町村でも取れる仕組みが3月1日から始まっております。

さらに、今後ですが、1番下書いてありますが、戸籍の電子証明のお話を先ほどさせていただきましたが、これは今後、関係部署において何に使うかというところを現在、整理中のようです。事実、これに使うというのがまだ出てきておりません。ただ、法の仕組みは全部整っておりますので、何に使うかは今後の国からの通知によって徐々に広まっていくものではないかと考えております。

以上をもちまして、市民課関係部分の説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○日名子委員

全国どこでも取れるということですが、ほかのところで、例えばさっき言った福岡の方が別府で取る場合、すぐにもらえますか。それとも一旦、もともとの市町村に問い合わせ、データがもう共有できているのかどうか、お尋ねします。

○大石市民課長

お答えします。

基本的には即時交付が原則になっておりまして、通信で国の法務省のサーバーと各自治体がやり取りをして、そこに戸籍が入っているので、そこを別府市が福岡の方の情報を取りにいき、ダウンロードをしてお客様に交付するというような形で、原則は即時交付です。

ただ、亡くなった方や相続の関係で遡ることや中にはほかの市町村に転籍した方もいらっしゃるもので、事務の時間を考えると、原則は即時交付ですが、お時間をいただくパターンも出てくるようになっております。

○安部委員長

よろしいですか。

○日名子委員

即時交付ということは、今まで別府市の人が別府市の戸籍を取るぐらいのタイミング。

○大石市民課長

原則はそのタイミングでできるように。

○日名子委員

時間はそんなにお待たせしないということですか。分かりました。最近、子どものパスポートを取るのにこちらに住民票を置いたまま県外にいますので、少し私にとってはややこしかったです。パスポートも本来、どこでも本当は取れると思いますが、区役所に行ったら駄目だったので。戸籍が取れるということは、本来、どこの市町村区でも申請ができることになるってことですね。

○大石市民課長

今、委員おっしゃったとおり、この3月1日以前については、確かにパスポートの申請は戸籍が要るので、ほかのところに行くと戸籍がないので、できなかったのですが、3月1日から今、お話ししたとおり、どこの市町村でも戸籍が取れるので、申請をしていただければもうそのまま、パスポートの事務についても便利になる。そういう形でございます。

○日名子委員

ちょうど3月1日のタイミングのちょっと前だったので、分かりました。ありがとうございます。

○安部委員長

ほかに質疑はございませんか。

○山本委員

マイナンバーについて、去年から問題になっている健康保険証との絡みについてどうなっているの。

○大石市民課長

御存じのとおり、マイナンバーカードを使って保険証の代わりに使えるように国のほうが事業を進めております。その事業自体は継続して現在も行っておりますし、各医療機関についても、マイナンバーカードが読める機器が100%とは言いませんけど、ほとんど実装されているような状況です。

ただし、マイナンバーカードを使って出すときに、本来は顔写真と自動認証で、自動認証できなかった場合は、パスワードを入れていただくというような手順ですけども、多くの方がパスワードを忘れていて多く、顔認証もうまく取れず、パスワードも分からない、じゃあどうするという事になったときに、医療機関は本人の情報でシステム検索をして、本人を特定するという作業を事務の中でされているようですけれども、それでお時間がかかるというお話は聞いております。

ただ、事業としては徐々に広まっているというお話を私ども伺っておりますけれども、障害が起きているとか、そういうお話は聞いておりません。

○山本委員

マイナンバーが進んだら保険証はなくなるでしょう。あれはまだ決定していないのか。

○大石市民課長

決定はしてないです。最新の情報では、マイナンバーカードを保険証に活用する方については、保険証は必要ありませんが、中にはマイナンバーカードを持たれてない方もいらっしゃいますので、それは国から通知のあったとおり、保険証の代わりに通知書を個人個人に送るという運用で、保険証をなくすという方向は現時点でもまだ変わっておりません。

○安部委員長

よろしいですか。

○中村委員

別紙の手数料条例の改正というところで、全国広域交付除籍発行手数料というのは、全国どこ

で取っても金額は変わらない。

○大石市民課長

同一になっております。

○中村委員

もう1つ。除籍発行手数料のほうが高額なのはなぜですか。

○大石市民課長

除籍の場合、最新戸籍というのは、ある程度本人を特定してすぐに出せますが、除籍、例えば亡くなられた方とか、それも30年も50年も前に亡くなられた方とかを血族を遡って確認をした後に交付をするという形になります。事務もお時間もかかるし、遡るためにいろいろな血族を遡ったり、その方が別府市にいないで、ほかの市町村にいるなど、確認事項が多いからではなかろうかと。それが理由とは言っていないですけど、確かに事務はかなりかかりますので、そういうふうに私どもは認識しております。

○中村委員

分かりました。

○安部委員長

よろしいですか。

○小野委員

全国どこでも戸籍が取れるというところで、本人だけでなく代理でも取れますか。

○大石市民課長

おっしゃるとおり、代理でも。窓口でお受けする戸籍の、ここに書いていますけど、資料の3ページ目の第2の2です。2の薄緑色の点線の中に、御自身の戸籍のほか配偶者、父母、祖父母、子どもを取れます。

○小野委員

委任状は特に。

○大石市民課長

血族の場合は、委任状は不要になっております。

○日名子委員

コンビニでも出せますか。

○大石市民課長

コンビニ交付については、こちらとは別の仕組みになっておりまして、コンビニ交付でできるのは、戸籍の証明を出すことを決めている市町村については最新の戸籍のみで、除籍は取れません。大分県内でも全ての市町村がコンビニ交付しているわけでもないし、コンビニ交付している中でも、戸籍を取り扱っていない市町村もたくさんございます。なので、やはりこの機能を使ってお手続きをしていただくのが、遡りもできますし、本人以外の分も取れますので、ぜひとも御利

用していただければと考えております。

○日名子委員

分かりました。ありがとうございました。

○安部委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑はないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)市民課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第1号市民課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第48号市長専決処分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第48号については原案のとおり承認することと決定いたしました。

以上で、市民課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時20分

再開：10時20分

○安部委員長

再開いたします。

次に共生社会実現・部落差別解消推進課関係議案の審査を行います。

議第43号公の施設を他の普通地方公共団体住民の利用に供することに関する協議について、当局から説明を願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

それでは、共生社会実現・部落差別解消推進課関係部分についての御審査をお願いいたします。

○河野共生社会実現・部落差別解消推進課長

おはようございます。共生社会実現・部落差別解消推進課長の河野です。よろしく願いいたします。

議案書の71ページをお開きください。議第43号について御説明いたします。

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議については、地方自治法第244条の3、第2項の規定に基づき、協議により、別府市男女共同参画センターを番号1に示しております大分都市広域圏を構成する別府市をはじめ、大分市ほか5市1町、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町の住民の利用に供することについて、同条3項の規定により議会の議決を求めるものです。

これは大分都市広域圏の連携項目の1つであります、公共施設の相互利用の促進として、現在取り組んでいますスポーツ施設、社会教育施設などの相互利用に男女共同参画センターを加えるものです。具体的にはセンター2階の会議室、研修室、講座室、和室が該当します。運営管理などの経費の負担につきましては、別府市が負担するものとなります。

以上、共生社会実現・部落差別解消推進課関係部分の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○重松委員

最近、こういった議案が多いなというふうに記憶しています。個人的にはすばらしい良い取組だなというふうに思っています。ただ、こういったことを進めることで、なかなか市民の方から、以前よりも会議室や教室等が少し取りにくいと、そういった声をお伺いすることがあります。そういったことについて、どのように考えられ、対策を講じられているかというのをお伺いしたいなと思います。

○河野共生社会実現・部落差別解消推進課長

この大分都市広域圏内の住民の相互利用の促進による経済の活性化を目的にしてやっているものです。実際の予約については、別府市民の方を優先的に利用できるようなシステムが構築されています。よろしく願いします。

○重松委員

分かりました。ありがとうございます。

○安部委員長

ほかに御質疑ございませんか。

○日名子委員

予約の方法は大分予約システムですか。あれでできますか。

○河野共生社会実現・部落差別解消推進課長

そのとおりです。

○日名子委員

ありがとうございます。

○安部委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第 43 号公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第 43 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、共生社会実現・部落差別解消推進課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時35分

再開：10時35分

○安部委員長

再開いたします。

次に生活環境課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）生活環境課関係部分について、当局から説明願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

それでは、生活環境課関係部分についての御審査をお願いいたします。

○堀生活環境課長

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）の生活環境課関係部分につきまして御説明いたします。座って説明させていただきます。

予算説明書の35ページをお開きください。

事業番号0354ごみ収集に要する経費の減額についてでございます。内容といたしましては、12節委託料の指定ごみ袋作成業務委託料、572万2,000円の減額でございます。今回の減額は、入札による執行残により不用額が生じたため、減額補正の計上をさせていただくものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、生活環境課関係部分につきまして説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○山本委員

これ減額は分かったけど、全体の金額はいくら。

○堀生活環境課長

契約額、見込みでございますけれども、1億1,117万9,200円となっております。

○安部委員長

よろしいですか。

○山本委員

これは1年分、何年分。

○堀生活環境課長

1年分でございます。

○山本委員

1種類なのか。

○堀生活環境課長

すみません、6種類ございます。可燃物の大・小、不燃物の大・小、資源物の大・小と6種類ございます。

○山本委員

これは入札で。

○堀生活環境課長

可燃物の大につきましては一般競争入札、それ以外のものにつきましては指名競争入札を行っております。

○山本委員

一般競争入札と指名競争入札はどう違うの。

○堀生活環境課長

一般競争入札は、広く公告をいたしまして、資格に見合った業者のほうから応札していただく。一方、指名競争入札は、市内業者で取り扱っている業者をこちらのほうから指名すると。指名した中で入札をするという方式でございます。

○山本委員

ということは、毎年毎年入札をやるわけ。

○堀生活環境課長

4月に行く予定にしています。

○中村委員

燃えるごみの袋で、何度か改良を重ねられて、今は丈夫な取っ手になっているかなと思います。もう少し小さなサイズというような話もよく聞きますが、今後、また入札というか、年度が替わるタイミングで改良したりする予定はございますか。

○堀生活環境課長

今のところ、現行のごみ袋につきましては最終的に改良版という形で出ささせていただいて、好評ということでお話しいただいておりますので、規格は今までどおり変わっておりません。

ということで、今後も継続していきたいなと思っておりますけれども、市民の方のアンケート調査、来年度実施しますが、そういった形の中でそういう御要望があれば、また再度改良したいというふうに考えております。

○中村委員

もう大々的にアンケートしますということで、周知はしていくということですか。

○堀生活環境課長

ごみ袋の可燃物の特小部分のニーズがどれだけあるかという調査を踏まえて、改良版のそういったニーズの調査、そして資源ごみのごみ袋についても今後どうするかといったものを内容的に来年度やっていくつもりです。

○安部委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)生活環境課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第1号生活環境課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、生活環境課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時43分

再開：10時43分

○安部委員長

再開いたします。

次に高齢者福祉課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)高齢者福祉課関係部分について、当局から説明願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

それでは、高齢者福祉課関係部分についての御審査をお願いいたします。

○入田高齢者福祉課長

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)高齢者福祉課関係部分について御説明いたします。予算書の28ページをお開きください。

老人福祉施設費のうち、事業番号0265老人福祉施設措置に要する経費の19節扶助費について、1,133万6,000円の増額を計上しております。この老人福祉施設は養護老人ホームを指しており、経済面で困窮し、自力での生活が難しい高齢者、さらには身体的・精神的・環境的な要因で自宅にて暮らすのが困難な方を受け入れる施設です。

養護老人ホームの生活扶助費の決算見込額に伴い、入所人員増による1,133万6,000円を増額補正するものです。

以上で、高齢者福祉課関係部分の説明を終わります。委員の皆様御審議をよろしくお願いいたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○重松委員

この老人福祉施設というのは、養護老人ホーム施設と言われましたが、この特別養護老人ホーム施設、特養と言葉は似ていますが、その違いはどのようなところにありますか。

○入田高齢者福祉課長

お答えいたします。

特別養護老人ホームは介護保険施設になりまして、要介護認定の3以上をお持ちの方が入所されている施設で、日常生活においてほぼ介助必要な方々が入所されております。

養護老人ホームのほうは、身の回りのことは御自分でできる方々、比較のお元気な方々が入所されております。

○重松委員

介護が必要で、しかも生活が困窮されている方というのは、この養護老人施設には入所できませんか。

○入田高齢者福祉課長

養護老人ホームは、比較的身の回りのことはできる方々ですけれども、どうしても日常において支援が必要な方々は、外部サービスとして介護保険のヘルパーサービスやデイサービス事業の利用はできます。

○安部委員長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)高齢者福祉課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第1号高齢者福祉課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、高齢者福祉課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時47分

再開：10時47分

○安部委員長

再開いたします。

次にひと・くらし支援関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)ひと・くらし支援課関係部分及び議第47号市長専決処分、ひと・くらし支援課関係部分について、当局から一括して説明願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

それでは、ひと・くらし支援課関係部分についての御審査をお願いいたします。

○甲斐ひと・くらし支援課長

それでは、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)のうち、ひと・くらし支援課関係部分について御説明いたします。歳出部門を御説明いたします。27ページをお開きください。

上から1段目、事業番号1199生活困窮者自立支援に要する経費の追加額として、1,474万9,000円を計上しております。これは、令和4年度の精算に伴う国庫返納金であります。

次に、32 ページをお開きください。

事業番号 0307 生活保護適正化実施推進に要する経費の追加額として、78 万 7,000 円を計上しております。こちらも令和 4 年度の精算に伴う国庫返納金であります。

次に、事業番号 0308 生活保護扶助に要する経費の追加額として、1 億 1,470 万 7,000 円を計上しております。そのうち、国庫返納金 1 億 994 万 5,000 円については、令和 4 年度の生活保護費負担金のうち、生活扶助費等に係る精算分であります。

その下の県費返納金 476 万 2,000 円については、令和 4 年度の生活保護費県費負担金精算に伴う返納金であります。

最後になりますが、市長専決処分についてです。議第 47 号別府市一般会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。議案書の 109 ページをお開きください。

事業番号 1418 住民税非課税世帯等生活支援特別給付金支給に要する経費の追加額として、4 億 2,400 万円を計上しております。これは、住民税均等割のみ課税世帯、生活支援特別給付金及び低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金の支給に伴う経費であります。

議案書 105 ページをお開きください。当該事業費の全額を繰越明許費として計上しております。

以上、ひと・くらし支援課関係部分の説明を終わります。委員の皆様の御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○重松委員

予算書の 27 ページの生活困窮者自立支援ということですが、生活困窮者の支援というと、イメージ的には生活保護というのがイメージにありますが、生活保護とこの生活困窮者自立支援の違いというのはどういうところにありますか。

○甲斐ひと・くらし支援課長

この生活困窮者自立支援の経費につきましては、主に新型コロナウイルスの感染症の生活困窮者自立支援金、貸付けを国の制度でしていました。その貸付けが終わった方に対しての給付金、支給するというこの分の制度というか、内容になります。

もう 1 つは主に生活困窮者住居確保給付金といって、アパート代の支払いが大変な方に対して貸し付けたりするそういった制度になっております。

○重松委員

生活保護の一步前の方の支援という捉え方でいいですか。

○甲斐ひと・くらし支援課長

もうこの書いてあるとおり生活困窮者でありますので、生活保護の前の手前の方、言われているとおり、一步手前の方になると。

○安部委員長

ほかに御質疑はありませんか。

○日名子委員

貸付けてことは、返していただく。

○甲斐ひと・くらし支援課長

先ほどの貸付けの分に関しては、やはり貸して返していただかないといけないですけども、これもやはりなかなか生活困窮の方大変ですので、大変な方に関しては、返還免除という形で、御本人さんには、借りた方に対してそういう対象者には文書を送って、免除していいですよ。申請のときは申請書とかもろもろの書類を出してくださいという文書を送っております。

○日名子委員

どのくらいの方々が免除。

○甲斐ひと・くらし支援課長

ここは社会福祉協議会の貸付けになっていますので、実際、対象者はどのくらいかというのは、今、お答えすることは少し難しいのですが。

○安部委員長

それは国の制度でもありますね。

○甲斐ひと・くらし支援課長

そのとおりでございます。

○中村委員

生活保護受給者ですけど、全国平均や大分県平均に比べて別府市は5倍近くあるというふうには認識しています。別府市のパーセンテージを教えてくださいたいのと、生活保護適正化実施、実施推進に要する経費というのは実際どういった事業なのか教えてください。

○甲斐ひと・くらし支援課長

確かに言われているとおりかなり数が多いです。別府市の保護率は、3.10%、大分県の保護率は、これは1.67%でございます。全国は保護率、1.6%と約2倍近く多いという形になっています。別府市の保護率に関しましては、直近の令和6年の1月末時点で、大分県と国のほうは若干ずれておりまして、大分県の保護率に関しては、令和5年12月現在のパーセンテージになります。国のほうは令和5年10月と、多少ずれがあります。このもとで情報公開という形を取っております。

もう1点につきまして、適正化の実施推進の経費の制度の主な内容になりますが、これは主にレセプト点検員による医療扶助費の適正化や後発医薬品の使用促進、または長期入院患者、精神の障害の方が長期入院されています。そういった退院の促進などを主に行っております。

○重松委員

生活保護は確かに高いと思います。他市町村に比べたら、その捕捉率というのは恐らく低いと思います。低いというか、全国的にも低いと言われていると思います。その中で、適正化と言われたのは、受給する必要のない方が受給されていることに対しての適正化のことだと思いますが、点検は、いわゆる漏給と言われる本来もらう必要がある人が受けていないという、そういった適正化という、そういう施策などは行っていますか。

○甲斐ひと・くらし支援課長

確かに、適正化という部分であれば、先ほど主な医療費の適正化が主というのはいま重点的、医療費の適正化というのは、全体のもう半分以上のいろいろな扶助、8扶助ありますが、その辺

りで1番多い扶助になっていますので、ここを重点的に別府市は行っており、国、県もここは全国的にも医療扶助多いということなので、重点的に取り組んでいるところでございます。

○重松委員

それを踏まえて、実際本来はもらう、受給するべき人が、言い出せないとかいろんなそういので、状況で受給できていない方に対するアプローチというか、アウトプッシュというのはありますか。

○甲斐ひと・くらし支援課長

まず、社会福祉協議会で、うちが委託していますけども、生活困窮者に先ほど言った一歩手前の方の自立相談支援センターもあります。または、うちのほうで今度、ホームページのほうにも、生活困窮者の方、お困りの方がいれば御相談くださいという、ホームページにも載せる予定もしておりますので、そこら辺ではちょっと皆さんに行き届くような形ではしております。

○中村委員

ちょっとこんな質問してあれですが、別府市が生活保護世帯の数が、全国平均に比べて多いということですが、要因として、どのようなことが捉えていらっしゃるでしょうか。

○甲斐ひと・くらし支援課長

やはり別府は観光の温泉都市であってなかなか、他市町村から転入で来られる方もいらっしゃいますし、例えばそういった観光、ホテルとかいろんなところで働いている方が高齢になったときに、年金などの蓄えが少なくなったり、そういった部分も影響しているのではないかというふうには捉えております。

○安部委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)ひと・くらし支援課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第1号ひと・くらし支援課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第47号市長専決処分について、ひと・くらし支援課関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第47号ひと・くらし支援課関係部分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、ひと・くらし支援課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時01分

再開：11時01分

○安部委員長

再開いたします。

次に、障害福祉課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）障害福祉課関係部分について、当局から説明願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

それでは、障害福祉課関係部門につきまして御審査をお願いいたします。

○大久保障害福祉課長

それでは、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）障害福祉課関係部分について御説明申し上げます。

歳入に関しましては、2件お願いいたしております。歳入予算は全て歳出予算に関連いたしますので、歳出予算に合わせて御説明させていただきます。

予算書の27ページをお開きください。上から2段目になります、障害者福祉費になります。

事業番号1011地域生活支援に要する経費についての減額補正、2,000万円でございます。重度障害者等就労支援特別事業委託料の最終決算見込みにより、不用額を減額補正するものでございます。

本事業は、国庫分が2分の1、県費分4分の1以内の補助対象となっておりますので、国庫分といたしまして12ページに1,000万円、県費分として15ページに500万円の減額補正予算額を計上いたしております。

繰越明許費について御説明いたします。予算書の5ページをお開きください。

上から5段目になります。総合福祉システム改修事業です。総合福祉システムの改修事業ですが、国によりますシステムのインターフェース仕様書の案等の修正、追加の提示の遅れにより、年度内の完成が困難であり、翌年度に渡って委託料の支出を必要といたしますので、繰越計上するものであります。

以上で、障害福祉課関連予算の説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。御質疑ございませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）障害福祉課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。よって、議第1号障害福祉課関係分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、障害福祉課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時05分

再開：11時05分

○安部委員長

再開いたします。

次に子育て支援課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）子育て支援課関係部分、議第23号別府市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第24号別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議第37号から議第42号までの市有地の貸付けについて、以上の9件を当局から一括して説明願います。

○宇都宮こども部長

それでは、子育て支援課部分についての審査をよろしくお願いたします。

○中西こども部次長兼子育て支援課長

それでは、座ったまま御説明させていただきます。事前にお配りしました資料について御説明をさせていただきます。

まず、歳入のほうを御覧ください。

こちらですね、歳入になります。右端に財源番号として、丸数字の番号を記しております。こちら御確認ください。

次に歳出ですね、こちらのほうを御覧ください。歳出には、金額欄とその隣に關係する補正財源として丸数字と一般財源で表記しております。丸数字は、歳入における財源番号と連動しております。併せて御覧ください。

それでは、歳出について御説明させていただきます。

今回の歳出補正につきましては、主に事業実績見込みに基づく当初予算の見込額の減額及び追加額の補正がメインとなっております。事業ごとの補正額を御説明いたしますので、基本的にこの歳出の資料に沿った形で御説明をさせていただきます。

まず、事業番号0291 児童手当支給に要する経費の減額につきましては、19 節扶助費、児童手当の減額、3,324 万円を計上しております。これは、児童手当受給見込み者数の減少に伴う減額補正でございます。

次に、0292 児童扶養手当支給に要する経費の減額につきましては、19 節扶助費、児童扶養手当の減額、2,285 万 1,000 円を計上しております。これも、児童扶養手当受給見込み者数の減少に伴う減額補正でございます。

次に、0293 児童健全育成に要する経費の追加額につきましては、18 節負担金補助及び交付金でございます。これは性被害防止対策設備等支援事業費補助金として、300 万円を計上しております。

こちらですが、国の補正予算事業として、パーティション、簡易扉、簡易更衣室等の設置による子どものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容、保育の実践記録等の記録などを行う設備支援を通じ、性被害防止対策を行うことを目的とするものでございます。

具体的には、1 施設につき10 万円を上限に国2分の1、市4分の1、事業主4分の1を負担するものでございます。今回、10 万円に対する補助金、4分の3である7万5,000 円を希望のあった40 施設分計上させていただいております。

次に、0867 認可外保育施設助成に要する経費の追加額につきましては、18 節負担金補助及び交付金のうち、認可外保育施設助成金の追加額、49 万 1,000 円及び多子世帯保育料無償化補助、補助金の追加額、265 万 2,000 円の計314 万 3,000 円を計上しております。こちらは、いずれも利用者の増加に伴う追加額でございます。

次に、1128 子育て世帯住宅改修助成に要する経費の減額でございます。3 世代同居リフォーム支援事業の見込み減少に伴う減額 150 万円を計上しております。

次に、1211 大分子育てほっとクーポンに要する経費でございます。クーポン事業の助成金の見込みの減少に伴う減額、450 万円を計上しております。

次に、1311 子育てのための施設等利用給付に要する経費の追加額につきましては、19 節扶助費、施設等利用費の追加額、604 万 1,000 円を計上しております。施設数の増加に伴う決算見込みが当初予算額よりも増額のためでございます。

こちらですが、幼児教育・保育無償化に伴い、新制度未移行の幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等の利用料を無償化するため、各施設に利用料を支給するものでございます。

次に、事業番号 1419 低所得者の子育て世帯支援特別給付金支給に要する経費の減額につきましては、18 節負担金補助及び交付金、子育て世帯支援特別給付金の減額、1,000 万円を計上しております。これは、支給対象者数が見込みを下回ったものでございます。

この事業ですが、令和 5 年 5 月に市長専決処分として補正をさせていただいたものでございます。児童扶養手当受給者、低所得の独り親世帯及びその他の低所得者の子育て世帯、こちらに対する給付ということでございます。

次に、事業番号 0295 保育所入所に要する経費の追加額、こちらにつきましては、18 節負担金補助及び交付金のうち、保育園運営費負担金は、公定価格の単価改正に伴う増加分として、1 億 5,954 万 3,000 円を計上しております。

また、保育補助者雇上げ強化学業費補助金は、見込みを下回ったことによる減額、1,145 万 9,000 円、給食費保護者負担軽減補助金についても、見込みを下回ったことによる減額、721 万 2,000 円を計上しております。

次に、事業番号 0930 特別保育等に要する経費の追加額でございます。12 節委託料、病児保育委託料につきましては、令和 5 年度途中から 2 施設体制となったことに伴う委託料の増額分として、182 万 2,000 円を計上しております。

また、18 節負担金補助及び交付金、障害児保育促進対策事業費等補助金につきましては、利用数が見込みを上回ったことに伴う増額分として、1,264 万円を計上しております。

延長保育事業補助金につきましては、利用者数が見込みを下回ったことに伴う減額、533 万 7,000 円を計上しております。

また、病児保育事業相互利用負担金は、病児保育の大半県内の広域利用を目的としたものですが、利用者数の見込み増に伴う増額、106 万 7,000 円を計上しております。トータルで負担金補助及び交付金は、837 万円の増額ということになります。

次に、事業番号 0301 母子福祉事務に要する経費につきましては、19 節扶助費、自立支援給付費の減額、120 万円を計上しております。こちらですが、児童を扶養している独り親が就職に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するために支給する高等職業訓練促進給付金の受給見込み数減に伴う減額ということでございます。

また、22 節償還金利子及び割引料として、令和 4 年度の事業費の精算に伴う国庫返納金、こちら 3 万 7,000 円を計上しております。

最後に、教育費でございます。

幼稚園費の幼稚園管理費、事業番号 1388 幼稚園の入所に要する経費の追加額につきましては、18 節負担金補助及び交付金、他市町村公立幼稚園就園者負担金の追加額として、48 万 9,000 円を計上しております。これは、別府市内の子どもが他市町村の幼稚園へ通園する際の公費負担金でございます。

以上、歳出の説明をさせていただきましたが、歳入につきましては、今回の歳出補正に伴います国及び県からの補助金負担金等の補正となっております。

次に、予算書の 5 ページを御覧ください。

繰越明許費補正について御説明させていただきます。子育て支援課関係は、上から6行目及び7行目となります。

児童健全育成事業の300万円でございます。先ほど歳出で御説明させていただきました性被害防止対策設備等支援事業補助金でございます。この事業、国の補正予算に伴う実施でございますが、実施期間が短く、年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費として計上するものがございます。実際には4月から申請をしていただいて、8月を目途に補助金を支給するということで、昨日の議案質疑でも御説明をさせていただいたところでございます。

次に、民間児童福祉施設助成事業の1,000万円についてですが、民間が経営する認可保育所の施設設備のための工事に要する資金の貸付けを行う事業でございます。認可保育所1か所が定員増のための改築工事について、工事完了後に貸付けを行うこととしていましたが、工事着工の遅れにより年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費として計上するものがございます。

こちらについては、現在工事中であることは確認しておりますので、終わり次第貸付けということになるかと思えます。

以上、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)子育て支援課関係部分の説明を終わります。

引き続き、議第23号別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、こちらについて御説明いたします。議案書は13ページ、14ページでございます。

これは、子ども子育て支援法、平成24年法律第65号の規定に基づき、条例を定めるにあたり、従うべき基準等を定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援室等の運営に関する基準、平成26年内閣府令第39号でございます。これの一部が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものがございます。

具体的に申しますと、各事業者で重要事項の説明をインターネット通じてホームページ等できちんと、これまでは文章で外に出すだけでしたが、インターネットも活用して幅広く周知してくださいというような、簡単に言うとその内容が1つと、あと記録媒体、いろいろな電子データの記録媒体というところの文言にこれまでは、フロッピーディスクやCD-ROMというような具体的な文言がありました。今、様々なデバイスがございますので、もう電磁記録というふうに、大きくてもう対応しようという、時代の流れに沿ったような改正でございます。それに対応した部分でございます。

次に、議第24号別府市ひとり親家庭の医療費助成に関する条例及び別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。議案書15ページでございます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、平成13年の法律第31号でございます。こちらの一部が改正され、条例が引用する条項が改められたことに伴い、条例を改正しようとするものがございます。

それぞれの条例内容についての具体的な改正ではないことから、今回、一括して御審査いただきますようお願いいたします。

次に、議第37号から42号まで一括して御説明をさせていただきます。議案書は62ページから70ページまででございます。

配付しておりますこちらの民間移管保育所一覧になります。こちらのほうに、議案番号と議案書ページを振っております。

一覧にありますように、6法人8園に対する市有地の貸付けにつきまして、その経緯はかつて別府市の私立、公立保育所として利用していた土地建物を民間移管した際、建物は譲渡し、土地につきましては、民間保育施設用地として5年後と現在まで継続して無償貸付けもしてまいりました。現時点におきましては、子どもの人口の減少は見られるものの、共働き世帯の増加に加え、多様な家族の在り方があり、保育ニーズは上昇傾向にございます。今後も保育ニーズに対応し、

就学前教育・保育の質と量の確保を図っていくためにも、再度5年間継続して無償貸付けを行いたいと考えるものでございます。

以上で、子育て支援課関係部分の説明を終わります。審議のほど、よろしく願いいたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明がありました。

これより質疑を行います。9議案の審査でありますので、質問者は議案名を明確にして質問していただきたいと思っております。

○日名子委員

最後の議第37号から42号までの市有地の貸付けについてですけれども、今参考資料をいただいていますけれども、この移管年月日というのが、公立保育園から移管された年月日と捉えていいのでしょうか。

○中西こども部次長兼子育て支援課長

そのとおりでございます。

○日名子委員

じゃあ、私は知らなかったのですが、これだけ公立保育園があったということでしょうか。

○中西こども部次長兼子育て支援課長

公立は10円、それが今3園に。

○日名子委員

徐々に民間委託というか移管されたと。ありがとうございます。

○安部委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)子育て支援課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第1号子育て支援課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第23号別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第23号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第24号別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び別府市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第24号については、原案のとおり可決することに決定いた

しました。

次に、議第 37 号市有地の貸付けについて、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第 37 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 38 号市有地の貸付けについて、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第 38 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 39 号市有地の貸付けについて、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第 39 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 40 号市有地の貸付について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第 40 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 41 号市有地の貸付けについて、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第 41 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第 42 号市有地の貸付けについて、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第 42 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、子育て支援課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11 時 25 分

再開：11 時 25 分

○安部委員長

再開いたします。

次に子ども家庭課関係議案の審査を行います。

議第 1 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 12 号）子ども家庭課関係部分について、当局から説明願います。

○宇都宮子ども部長

それでは、子ども家庭課についても審議のほど、よろしく願いいたします。

○内田子ども家庭課長兼子ども家庭センター長

補正予算の説明にあたり、説明用の資料を用意いたしましたので、配付してもよろしいでしょうか。

○安部委員長

どうぞ。

○内田こども家庭課長兼こども家庭センター長

それでは、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）こども家庭課関係部分について一括して説明をいたします。座って説明させていただきます。

ただいまお配りしました資料につきましては、左の欄には、事業実績見込みに基づく当初予算額からの減額及び追加額の補正、右の欄には、その事業に係る財源の補正額を記載しておりますので、併せて御覧ください。

まず、歳出から御説明いたします。配付資料により説明させていただきます。

予算説明書の29ページに記載されております事業番号0855 要保護児童対策に要する経費の減額、459万1,000円でございます。内容といたしましては、事業に係る委託料の減額及び国庫返納金の追加額となっております。

まず、減額計上しております12節委託料のうち、子ども家庭総合支援拠点事業委託料につきましては、夜間休日対応時間数が見込みを下回ったことに伴い、114万9,000円を減額計上するものです。

続いて、養育支援訪問事業委託料及び子育て世帯訪問支援事業委託料は、ヘルパーを派遣し、家事・育児支援を行うものですが、それぞれ利用が見込みを下回ったことに伴い、養育支援訪問事業委託料減額、110万3,000円、子育て世帯訪問支援事業委託料減額、252万7,000円を計上しております。

国庫返納金につきましては、子ども家庭総合支援拠点事業に係る令和4年度児童虐待、DV対策等総合支援事業費補助金の精算に伴い、18万8,000円の国庫返納金が生じたものでございます。

次に、予算説明書の30ページに記載しております事業番号1404 出産子育て応援に要する経費の減額、2,430万円でございます。内訳は、出産応援給付金減額685万円、子育て応援給付金減額1,745万円を計上しております。いずれも申請数が見込み数を下回ったものであります。

次に、歳入でございます。

予算説明書は12ページから13ページの国庫補助金及び15ページの県補助金につきましては、全て歳出で御説明いたしました事業費の減額に伴う財源の減額補正として計上しております。対応する事業費及びその財源並びに補助率につきましては、お手元に配付した資料に記載しているとおりでございます。

歳入につきましては、国庫支出金と県支出金がございますので、説明資料に予算書の該当ページを記載しております。また歳入のうち、出産応援給付金と子育て応援給付金については、2つを合計した金額がそれぞれ国と県から歳入として入ってまいりますので、予算書の記載といたしましても出産応援給付金と子育て応援給付金の合計金額で計上しています。

以上で、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）こども家庭課関係部分の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○日名子委員

いろいろな支援事業が減額というか、利用見込みに行かなかったっていうことは悪いことではないのかなと思うのですが、支援をしてもらいたいという方が少なかったということですけども、例えば養育支援訪問事業でヘルパーさんとかは、どのぐらいの利用者がいらっしゃるのですか。

○内田こども家庭課長兼こども家庭センター長

見込みとしまして、大体 20 世帯 600 時間で見込んでいたのですが、今、決算見込みとしましては大体 12 世帯で 300 時間程度になるのではないかと思います。

○日名子委員

御利用される方というのは、やはり何回もという感じですか。利用する制限みたいなのはありますか。

○内田こども家庭課長兼こども家庭センター長

養育支援訪問事業による家事・育児支援につきましては、一応 15 回で。

○日名子委員

1 年間で。ありがとうございました。

○三重委員

今の日名子委員の質問と少し関連しますが、この要保護児童対策に要する経費で、見込みに行かなかったということを率直に喜んでいいのか。それとも、手が回らなかったからお金を使わなかったというふうに考えるのか、そこはどうですか。

○内田こども家庭課長兼こども家庭センター長

手が回らないというよりは、相手方のニーズとのマッチングができなくて、やはり家の中に入ってきてほしくはない。そういう手伝いは欲しいけれども、家に入ってほしくないというところから入ってくるので、関係づくりをして、こういう支援が必要ですよということを相手が自分の課題として受け止めて、そこに気づいて支援を入れていくというところに少し時間がかかるので、事業見込みまでは行き着かなかったと。

○宇都宮こども部長

子ども家庭総合支援拠点は、光の園さんにも業務の拡大のときに委託をお願いしておりまして、24 時間体制というのをうたっておりますので、夜間、何か緊急な電話とか対応が必要なときのための残業代というところも計上しております。しかしながら、夜間になかなかそういった場面というか、急を要するような御連絡とかいただくことが今回少なかったというところで、その分が減額補正という形で計上させていただいています。

○三重委員

なら、素直に喜べるところではないということですよ。分かりました。また今後の課題ということで。

もう 1 つの出産子育て応援に要する経費、これが減額になっているのは、これ率直に子どもが生まれるのが少なかった。少子化が進んでいるというふうに捉えていいですよ。

○内田こども家庭課長兼こども家庭センター長

やはり見込み数よりもやっぱり決算見込みが少ないということは、見込んでいた数字よりやっぱりお子さんの数が少ないというのがあります。

○宇都宮こども部長

見込みのときは大体、常に多めにちょっと見込んでおりまして、不測の事態にならないように

というところで多めには見積りをさせていただいています。

○重松委員

今、部長言われた子ども家庭総合支援の部分ですけど、その光の園が24時間体制は存じ上げなかったのですが、そういった周知とか皆さん御存じでしょうか。

○宇都宮こども部長

せっかく24時間体制で、いつでも対応ができるというところを掲げていますので、市民相談の一覧や転入とかお子さんが生まれたときに差し上げる子育てガイドブックとか、相談窓口の電話番号に合わせて24時間対応というところを表記させていただいています。

また、11月の虐待防止月間の折にも、困ったときはこういうところに御相談くださいということで、電話番号を書くと同時に電話番号の後ろに24時間対応ということを必ずその文言を示させていただいています。

○重松委員

ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○安部委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)こども家庭課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第1号こども家庭課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、こども家庭課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時35分

再開：11時35分

○安部委員長

再開いたします。

次に健康推進課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)健康推進課関係部分について、当局から説明願ひします。

○和田健康推進課長

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)における健康推進課関係部分について御説明いたします。

まず、歳出部分から御説明いたします。予算書の33ページをお開きください。

事業番号0318 予防接種に要する経費の追加額についてであります。令和4年度感染症予防事業費等国庫補助金の交付決定額の決定、交付決定額の確定に伴い、国庫返納金、163万9,000円を計上するものです。

次に、事業番号1364 新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費の減額についてであります。

令和5年度決算見込みによる事業費の減額及び令和4年度の国庫返納金の追加額により、事業全体で4億7,779万6,000円を減額するものです。

減額については、令和5年度の決算見込みにより、接種体制確保事業委託料など関係経費、5億1,917万9,000円を減額するものです。

減額の要因としましては、令和5年度の接種見込み数が当初の見込みを下回ったことに加え、国から令和5年度の接種体制について、短期間で集中的に接種する状況は見込まれず、個別医療機関を中心とする体制へ移行することが適当であるとの見解が示され、これまで全額補助であった補助金に上限が設定されたことから、集団接種の終了やコールセンター運営体制を縮小するなど、接種体制の見直しを行ったことによるものです。

また、国庫返納金の追加額につきましては、令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の額の決定に伴い、負担金765万3,000円、補助金3,373万円を合わせた国庫返納金4,138万3,000円を追加計上するものです。

予算書34ページをお開きください。

事業番号0857母子健康相談、教育に要する経費の追加額についてであります。これは主に産後ケア事業の利用者、利用件数の増加に伴い、保健指導委託料の追加額、199万2,000円を計上するものです。

また、令和4年度の母子保健衛生費国庫補助金の交付決定額の確定に伴い、国庫返納金、156万1,000円を計上するものです。

また、同ページ、事業番号0328健康診査に要する経費の追加額についてであります。これは主にがん検診の受診者数の増加に伴い、がん検診等の健康診査委託料の追加額391万円を計上するものです。また、令和4年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費国庫補助金の交付決定額の確定に伴い、国庫返納額48万6,000円を計上するものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。予算書11ページをお開きください。ページ下の2行目の部分でございます。

まず、衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金の減額です。先ほど歳出で御説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費の減額に伴い、4,773万7,000円を減額するものです。

次に、その下の衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種健康被害給付負担金についてです。予防接種法第15条第1項に基づく健康被害救済制度の認定を受けた方への健康被害給付金等に対する負担金、9,462万6,000円を財源補正するものです。

13ページをお開きください。上から2行目と3行目の部分でございます。

まず、衛生費国庫補助金、母子衛生費補助金の追加額についてです。先ほど歳出で御説明しました母子健康保険、教育に要する経費の追加額に伴い、109万1,000円を計上するものです。

次に、その下の行、衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の減額についてです。先ほど歳出で御説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費の減額に伴い、5億6,606万8,000円を減額するものです。

続きまして、予算書5ページをお開きください。

第2表の1、繰越明許費補正、4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、1,500万円の計上を今回お願いするものです。

今年度で特例の臨時接種として、新型コロナウイルスワクチン接種事業が終了しますが、当該接種が令和6年3月31日まで実施されることに伴い、接種医療機関への接種費用支払いやワクチンの処分などの特例臨時接種に係る経費の支出が年度内に終わらないことから、予防接種委託料などの所要額を計上しております。

以上で、健康推進課関係部分の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願

いたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○日名子委員

産後ケアの増額ということでしたけど、来年度も健康推進課のほうで産後ケアは行うということによろしいのでしょうか。

○和田健康推進課長

お答えいたします。

来年度は機構改革でこども部のこども家庭課のほうに移管しますので、そちらで事業を行うような形になります。

○日名子委員

産後ケアもリゾート産後ケアもこども家庭課ということによろしいですか。

○和田健康推進課長

そのとおりです。

○日名子委員

ちょっと、産後ケアというところの字だけを見ると、同じような内容と思われ、認識されやすいとは思いますが、中を見ると、全くちょっと私は違うのではないかなと思って、産後ケアは本当に産後の困りの方のサポートということで市民の方が利用する。リゾートは、市民を含めて、市外ということで、自分で支払う金額もかなりな金額というようにお聞きしていますので、観光をちょっと目的というような意味合いにも取れますけども、機構改革でこども家庭課のほうに行った経緯というのはどういうことでしょうか。

○和田健康推進課長

子ども家庭センターができるということで、うちの母子係はそのまま行くという形になっておりますので、特段産後ケアだけが行くというわけではなくて、母子係、母子保健係がもうそもそも産後ケア、赤ちゃんに寄り添う部分がありまして、その部分は母子の部分の一体化で、こども部のほうへ事業をするという形になったので、そのまま行ったというような形になります。

○日名子委員

そこが全部一緒に行ったってことですが、少しリゾートのほうはどうなるかなとちょっと疑問を覚えるのですが、どのように今後なりますか。

○和田健康推進課長

リゾート産業ケアも令和5年度に実証事業としてやらせていただいて、今後またどういった展開になるのか。今年やった分をまた反省して、どういう形でやっていくのかというところとまた今後変わる可能性もありますので、いろいろまた御意見を伺いながら展開していきたいというふうに考えております。

○日名子委員

リポートは昨年あって、今年度実証実験したばかりで、今後どのようにというふうに今課長のおっしゃったとおりでと思いますので、引継ぎと今後の検討とかも、横軸でもちゃんと検討していただきたいと思います。

○重松委員

がん検診も 400 万ほど増額されていますが、特にこの検診が増えたという、そういうのはないですか。

○和田健康推進課長

お答えいたします。

去年の 12 月までの件数を見ますと、やはり胃がん検診や乳がん検診、大腸がん検診などがやはり件数がかかり増えております。

○安部委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第 1 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算(第 12 号)健康推進課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第 1 号健康推進課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、健康推進課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11 時 48 分

再開：11 時 48 分

○安部委員長

再開いたします。

次に保険年金課関係議案の審査を行います。

議第 1 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算(第 12 号)保険年金課関係部分及び議第 2 号令和 5 年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)について、当局から一括して説明願います。

○石崎保険年金課長

それでは、保険年金課関係議案 2 件につきまして御説明をさせていただきます。座って御説明をさせていただきます。

初めに、議第 1 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算(第 12 号)のうち、保険年金課関係部分について御説明をさせていただきます。

一般会計補正予算書 11 ページを御覧ください。

歳入、1 目 5 節保険基盤安定負担金の国民健康保険基盤安定負担金、101 万 9,000 円の減額であります。

次に、14 ページを御覧ください。

2 目 5 節保険基盤安定負担金、国民健康保険基盤安定負担金 815 万円の増額であります。これ

は、保険税の軽減措置を講じたことによる保険税の不足分を国庫支出金及び県支出金で補填されるものでありますが、ともに国、県の負担金額が確定したこと等に伴い、補正するものであります。

続きまして、歳出であります。27 ページを御覧ください。

事業番号 0261 保険基盤安定繰出金の増額であります。保険税軽減分を 1,154 万 6,000 円の増額、保険者支援分 190 万円の減額であります。

歳入で、保険基盤安定負担金の際に触れましたが、国、県からの負担金を一般会計で受け入れ、それに市の負担分を加えて、国民健康保険事業特別会計に繰り出すものであります。そのため、国、県の負担金の増減に伴い、補正するものであります。

次に、事業番号 0262 国民健康保険事業特別会計繰出金、2,226 万 8,000 円の減額であります。これは、財政安定化支援事業繰出金で、特別の事情に対し一般会計が財政試算を行うもので、国からの交付税措置が確定したこと等に伴い減額をするものであります。

続いて、28 ページを御覧ください。

事業番号 1038 後期高齢者医療に要する経費、1,639 万 7,000 円の減額であります。大分県後期高齢者医療広域連合に対し、支出する事務経費の負担金の額の確定に伴い、減額をするものであります。

続きまして、議第 2 号令和 5 年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

特別会計補正予算書 6 ページを御覧ください。

歳入、普通交付金追加額としまして、502 万 2,000 円を計上しております。今回、見込額が増加したことから補正をするものであります。

続いて、7 ページを御覧ください。

一般会計繰入金として、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分、1,154 万 6,000 円の増額、続いて、保険基盤安定繰入金、保険者支援分 190 万円の減額、財政安定化支援事業繰入金、2,226 万 8,000 円の減額であります。先ほど、一般会計繰出金にて御説明をさせていただきました額と同額となっているものであります。

続きまして、歳出であります。8 ページを御覧ください。

事業番号 3210 一般被保険者の療養に要する経費の追加額として、502 万 2,000 円の増額であります。療養費が不足すると見込まれることから、増額をするものであります。

次に、9 ページを御覧ください。

事業番号 3257 一般被保険者医療給付費分納付金につきましては、一般会計繰入金の額の確定による財源補正をしております。

次に、10 ページを御覧ください。

事業番号 3233 精算返還金 1,140 万 9,000 円の増額であります。これは、過年度の保険給付費等交付金に係る超過交付分を県に返納する経費であります。

次に、11 ページを御覧ください。

予備費の減額としまして、2,403 万 1,000 円を計上しております。これによりまして、国民健康保険事業特別会計としまして、歳入歳出ともに 760 万円の減額補正となり、補正後の予算は、134 億 167 万 1,000 円となるものであります。

以上、保険年金課関係議案についての御説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。
お諮りいたします。

初めに、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)保険年金課関係部分について、
原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第1号保険年金課関係部分については、原案のとおり可決
することに決定いたしました。

次に、議第2号令和5年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、原
案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第2号については、原案のとおり可決することに決定いた
しました。

以上で、保険年金課関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

休憩：11時55分

再開：11時55分

○安部委員長

再開いたします。

次に介護保険課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)介護保険課関係部分、議第4号令和5
年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)及び議第27号別府市指定地域密着型サー
ビスの事業に関わる申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改
正について、以上3件を当局から一括して説明願います。

○阿南介護保険課長

それでは、配付資料にて御説明いたします。

まず、資料左上の介護保険事業特別会計補正予算から御説明いたします。資料左側上段の歳入
を御覧ください。

1段、一番上に記載しております4400介護保険管理に要する経費でございますが、後ほど歳入
のほうでも御説明しますけれども、国からの補助金が交付されることに伴い、財源補正を行うもの
でございます。予算額の補正はございません。

次に、その下①のそれぞれの経費につきまして、1番上に記載しております4405居宅介護サー
ビス給付に要する経費は、低所得者保険料軽減繰入金増額の増額に伴い財源補正を行うもので、予算
額の補正はございません。

①のうち、減額補正するものとして、4439地域密着型介護サービス給付に要する経費、2,500
万円及び4441地域密着型介護予防サービス給付に要する経費500万円につきましては、利用者の
減等に伴う介護給付費の決算見込みに基づいて減額補正するものでございます。

①のうち、増額補正となりました4413介護予防サービス給付に要する経費2,600万円につつま
しては、要支援サービス利用者が増えたこと。また、4421審査支払手数料50万円につきましては
は、審査支払件数の増加などに伴い、給付費の増額補正をするものでございます。

次に、丸下の②部分の経費につきまして、これは地域支援事業関連でございますが、こちらも
それぞれ①同様に、決算見込額に基づいて4465通所型サービス給付に要する経費を4,200万円、
4466訪問型サービス給付に要する経費を1,500万円減額補正するものでございます。

その下の基金積立金23万4,000円につきましては、後ほど歳入の中で御説明いたします。

それでは歳出、①の合計、右端の1,350万円の減額と、②の合計5,700万円の減額に関連して、資料右側、歳入を御覧ください。

①部分につきましては、国支払基金、県の介護給付費負担金及び交付金、国からの調整交付金、市からの介護給付費繰入金Cまでの合計1,075万5,000円が、歳出の減額に伴い減額となっております。

②につきましても、国支払基金、県及び市からの地域支援事業繰入金Dまでの合計4,389万円が減額となっております。このうち、①で色づけしております市からの介護給付費繰入金Cの168万7,000円と、②で色づけしております地域支援事業繰入金Dの712万5,000円につきましては、左下、一般会計歳出の同じ色、同色色づけ部分、①介護給付費繰出金と、②地域支援事業繰出金として、それぞれ同額を減額しております。

上段右側、歳入に戻っていただきまして、下から3番目のシステム改修費補助金330万8,000円につきましては、令和2年2月からの介護報酬改定等に伴うシステム改修に対し、国から補助金が交付されるものであります。

この補助金の交付に伴い、冒頭、最初御説明しました4400介護保険管理に要する経費の財源補正を行っているところでございます。

歳入に戻っていただきまして、その下の別府市介護給付費準備基金積立金運用収入の追加額23万4,000円につきましては、介護給付費準備基金の運用収入利子が増額見込みのため補正するもので、基金積立金とするために、歳出の1番下、4425基金積立金の追加額として同額を計上しております。

次の低所得者保険料軽減繰入金の追加額につきましては、一般会計部分の中で御説明いたします。

それでは、資料、下段の一般会計補正予算の右側の歳入から御覧ください。

国及び県の低所得者保険料軽減負担金が、介護保険料の非課税世帯にあたる段階の件数の増加により、補正額合計630万1,000円の増額となっております。

これに伴い、左側歳出の1番下になりますが、630万1,000円に市負担を加えた840万3,000円を低所得者保険料繰出金として増額補正しております。

そして、この低所得者保険料繰出金と同額を同色に色づけしております介護保険特別会計、歳入で増額補正するものでございます。

以上によりまして、介護保険事業特別会計の補正歳出合計がAの7,026万6,000円の減額で、補正歳入合計がBの4,270万円の減額となり、その差額の2,756万6,000円を左側中段に記載しております予備費の追加額として計上するものでございます。

補正の説明の最後としまして、左中段の債務負担行為、納入通知書作成等業務委託料の増額補正について御説明いたします。

これはこれまで年金天引きの方と、納付書で納める方とで通知を圧着はがきと封書に分けておりましたが、はがきの場合、説明書きがとても小さく読みづらいため、それを改善するために封書に統一することにより増額としたものでございます。

介護保険事業特別会計補正予算は、以上でございます。

次に、議第27号、別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について説明させていただきます。

こちらは議案書の20ページをお開きください。

この20ページから45ページまでわたります条例の一部改正でございますが、これは国の基準省令の一部改正に準じて改正するものであり、内容は多岐にわたりますけれども、条例中の引用する条項を定めるものや重要事項の掲示、身体的拘束等の適正化に関わること、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会設置に関わること、協力医療機関との連携に関することなどについて規定するもので、令和6年4月1日から施

行するものでございます。

以上、駆け足となりましたが、介護保険事業関係部分の説明となります。委員の皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)介護保険課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第1号介護保険課関係分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第4号令和5年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第4号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第27号別府市指定地域密着型サービスの事業に関わる申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第27号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、介護保険課関係部分の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：12時06分

再開：12時06分

○安部委員長

再開いたします。

次にスポーツ推進課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)スポーツ推進課関係部分について、当局から説明を願います。

○豊田スポーツ推進課長

スポーツ推進課、豊田でございます。よろしくお願いたします。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)スポーツ推進課関係部分について御説明をいたします。

まず、歳出から御説明いたします。予算説明書の48ページをお開きください。

表の上段、事業番号0661体育振興に要する経費の追加額でございます。500万円でございます。この補助金は、市内の小中学校及び高等学校が全国大会に出場する場合、その出場校のスポーツ部員以外の児童生徒が、応援のために大会開催地まで往復する交通費を補助するものでございます。

補助金の交付につきましては、児童生徒が30人以上応援に行く場合、補助対象経費の2分の1で、1往復につき100万円を上限とするなどの条件が設定されております。明豊高校野球部が、第96回選抜高校野球大会に出場する際の生徒の応援交通費の補助を予想しております。

次に、5ページをお開きください。

繰越明許費についてでございます。表の下から4段目、体育施設改修事業繰越額、7,261万2,000円でございます。事業内容につきましては、別表、別添資料一覧表を御覧ください。

主な繰越理由につきましては、整備に必要な資材であります電線ケーブルが全国的に受注発注停止となったため、年度内の工事の完成が困難となりました。

次に、下から3段目、体育振興事業繰越額、500万円でございます。事業内容につきましては、先ほど歳出予算で御説明しました内容と同じでございます。雨天順延等を考慮して、繰越可能とするものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより審議を行います。質疑のある方は御発言願います。

○日名子委員

昨日も議案質疑であったと思いますが、全国大会出場校の要綱が何か平成20年に改定されて、それまでは高等学校野球全国大会出場補助金というのが、平成20年に別府市スポーツ全国大会出場校ということで、野球という文言と高校とかいうものがなくなっていますが、今のところ30名以上という、第3条の規定に基づいて、明豊高校が30名以上だからということで採用されているのかなと思うのですが、昨日の答弁でも令和3年度は16、令和4年度が18というので、この詳細は分かりますか。

○豊田スポーツ推進課長

令和2年度の全国大会の1件というのが、これはもう高校生の甲子園の選抜野球大会になります。令和3年度の全国大会、16件の内容につきましては、例えば、小学生の阿波おどりカップ全国児童野球、軟式野球大会とか、後は全国高等学校体育大会、ソフトテニス競技大会とか、後は全国高等学校総合体育大会、バスケットボール競技大会等とか、後は全国高等学校体育大会、バドミントンの競技大会等々、全国大会がございました。

○日名子委員

今説明いただきましたけど、ちょっと内容多いので。内訳について資料請求をさせていただきたいのですが、委員長よろしいですか。

○安部委員長

はい。

○日名子委員

30名以上だと団体ですけれども、個人競技とかも頑張っている小中高生っていらっしゃいます。そうすると、30名以上にはならないけれども、どこからか支援はもらって行っている可能性もあるし、学校からのPTA会議等でしてくれているかもしれないですが、この30名以上というのをもうちょっと検討していただければ、個人の競技のところに応援できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○豊田スポーツ推進課長

ちょっと今質問の趣旨を確認させていただいて。委員言われているのは、応援の補助金の人数制限をというお話ですよ。

○日名子委員

そうです。

○豊田スポーツ推進課長

行かれる方の補助金をというお話ではなくて。

○日名子委員

応援に行くのも、個人競技だと30人以上も行かないですよ。なので、それはどうなのかなと思います。

○豊田スポーツ推進課長

こちらのほうとしましては、まだ制度の広報不足の面も否めないかなというふうに、今のところ考えておりますので、こういった制度がありますというふうに、全国大会の出場の報告を受けたときには、制度の広報等で利用を促すような形を今のところ考えております。

○日名子委員

明豊さんは私立の学校でいろいろな分野ですごい成果を収められているなと思います。明豊さん自体がいろんな企業に寄附金のお願いとかも一生懸命なさっているというところもあって、先ほど、資料要求をお願いしましたが、一覧になったときに明豊高校野球部だらけになるようなことが予想されます。応援の人数を鑑みたときに、明豊さんがちょっと目立ってしまうというか、それもあるなと思うので、もうちょっと考えていただいて、公立でという企業に援助してもらおう。

○安部委員長

日名子委員、端的にまとめてください。

○日名子委員

すみません。要はこの30人を考えて検討してほしいということです。要はそういうことです。すみません。

(委員長交代、重松副委員長、委員長席に着く)

○安部委員

じゃあ、私のほうから、団体競技の30人というのと、個人競技との応援者というのも当然あると思いますが、そのすみ分けを今後考えることはできるでしょうか。

○豊田スポーツ推進課長

その辺につきましては、先ほど周知をまずしてからというお答えをさせていただきましたけども、学校側のニーズもそこにあるのかということも含めまして、その辺は、聞き取りから始めていきたいというふうに思います。ただ、そういった打診をした学校でもやはり授業を休んで、30人以上応援団を組んで出していくのといったら、辞退をされた学校も過去にあったというふう

には聞いておりますので、その辺はニーズの調査から始めたいというふうに考えております。

○安部委員

ぜひ、検討していただきたいと思います。

(委員長交代、安部委員長、委員長席に着く)

○中村委員

これは学校や公の施設の部活など、そういうところに助成されるのかなと思いますが、地域の例えば、うちの娘がチアダンスをしまして、全国大会毎年行っています。30人以上の保護者は該当しますか。申請すれば。

○豊田スポーツ推進課長

申請をしていただければ、そこで条件等に合致しているかしていないかは、中を見させていただきますので、まず申請していただければと思います。

○中村委員

後ほどちょっといいですか、相談させていただいて。

○安部委員長

さっき資料請求出ましたので、委員会のほうに提出していただきたいと思います。ほかに御質疑ございませんか。

○黒木委員

ちょっと1点だけ。これは応援団に関することでしょう。

○豊田スポーツ推進課長

応援団です。

○黒木委員

選手とかに関しては。

○豊田スポーツ推進課長

別の補助金が。

○黒木委員

補助金が出てきますね。だから、今応援団、明豊は、毎年、私も野球やっていたけども、行くだろうという考えがあるけれども、今、中村委員が言ったように、ほかのスポーツで、30名を集めるというのはなかなか難しいところもあって、やはりそこにもさっき委員長が言っていたように、少し幅を考えながら、やっていくことも今後のこれは、体育振興に要する経費という中の補助金ですので、やはりそれをちょっと見直しもこれからの子どもさんたちのスポーツに対することですので、やっていけたらいいかなと思います。要望です。

○安部委員長

よろしく願います。委員長報告に載せますので。

○中村委員

この応援団ですが、保護者は入りますか。

○豊田スポーツ推進課長

保護者は入らない。

○中村委員

入らない。完全に応援団。分かりました。

○安部委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)スポーツ推進課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって議第1号スポーツ推進課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、スポーツ推進課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：12時21分

再開：12時21分

○安部委員長

再開いたします。

次に教育政策課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)教育政策課関係部分について、当局から説明願います。

○森本教育政策課長

では、補正予算第12号議案に沿って御説明をいたします。歳入歳出予算相互に関係をしておりますので、歳出予算から先に御説明をいたします。43ページを御覧ください。

1412 体育館空調整備に要する経費の減額、3,496万5,000円は、体育館空調整備委託料の入札に伴う不用額を減額するものです。

次に、1枚おめくりいただいて、44ページを御覧ください。

0551 小学校の運営に要する経費の減額、1,103万9,000円は、令和5年7月末をもちまして小学校単独調理場が供用廃止をされたことにより、毎月の光熱水費が削減できたことによる不用額です。

その下段、0553 小学校の施設整備に要する経費の減額、1,205万5,000円は、別府中央小学校消火設備改修工事の入札に伴う不用額等を減額するものでございます。

次ページ、45ページでございます。

0566 中学校の施設整備に要する経費の減額、621万4,000円は、鶴見台中学校教室棟の車椅子用便所設置工事の入札に伴う不用額等を減額するものでございます。

おめくりいただきまして、47ページでございます。

1244 図書館等一体的整備に要する経費の減額3,125万4,000円は、施設整備工事費等の入札に

伴う不用額を減額するものです。

次、おめくりいただきまして48ページでございます。

0665 給食共同調理場施設整備に要する経費の減額500万は、廃棄物処理委託料の入札に伴う不用額を減額するものです。

その下段、0666 小学校の給食に要する経費の減額295万4,000円は、単独調理場閉鎖後に害虫駆除業務、害虫駆除委託業務を実施予定でしたが、改修工事と同時に行ったこと等による不用額を減額するものです。

その下段、1413 給食センターに要する経費の減額330万円は、導入をした調理機器が製品保証期間内であったため、調理機器等保守業務委託料が未執行となったことにより、減額するものでございます。

それでは戻りまして、5ページを御覧ください。

繰越明許費です。11 教育費、1 教育総務費、体育館空調整備事業につきましては、体育館空調整備に必要な資材であります電線ケーブルが全国的に受注停止になり、年度内での完成が困難となったため、先ほど御説明をいたしました減額補正後の歳出予算12億6,373万5,000円のうち、電源工事に係る経費額1,200万円を翌年度に繰り越すものです。

下段です。11 教育費、5 社会教育費、新図書館等建設事業につきましては、関係する工事間の調整や協議に不測の日数を要したため、当初の予定を見直し、先ほど御説明をいたしました減額補正後の施設整備工事費1億3,959万8,000円のうち、9,900万円を翌年度に繰り越します。

続いて、歳入について御説明をいたします。19 ページを御覧ください。歳出予算、歳出予算の減額に伴い、市債の減額を計上しております。

中段です。体育館空調整備事業債の減額3,500万円。その下です。小学校施設整備事業債の減額790万円、中学校設備、施設整備事業債の減額480万円、図書館等一体的整備事業債の減額2,660万円でございます。

なお、ただいま御説明をいたしました市債の限度額は、8ページの一覧表に記載してございます。

教育政策課関係部分の御説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○日名子委員

先ほど給食単独給食調理場の光熱費の減額とありましたが、有事の際に炊き出しとかいうときにはすぐに再開できるように、電気、ガス、水道は来ている状態ですか。

○森本教育政策課長

今、単独調理場が調理室として残っているところが全てではありません。一部の学校に限られます。今、供給はストップしておりますけれども、有事のときにはつなげることはできます。ただ、やはり常時の点検というものも必要になるかと思えます。

○日名子委員

そんなことがないといいですけども、そういえば給食の視察に行ったときに、鍋など全部撤収されているところがほとんどだったかなと思います。何かあったときにそこが使われてもいいのではないかという議論が以前あったと思いますので、残しているところは使えるようにとお願いたします。

○安部委員長

よろしいでしょうか。

ほかに御質疑ございませんか。

○山本委員

体育施設の委託料は総額でいくらやった。

○森本教育政策課長

空調、体育館空調ですかね。当初の契約金額は17億9,275万300円でした。

○山本委員

何社入札。

○森本教育政策課長

すみません、ちょっとその資料を持ち合わせておりません。

○安部委員長

じゃあ、これ資料請求しましょうか。

○山本委員

何社入札でこうなったというのが分からない。まさか1社ということはないと思うが。

○森本教育政策課長

体育館空調の入札業者の数ですね。

○山本委員

それとパーセンテージ。

○安部委員長

落札率ですね。改めて資料請求しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)教育政策課関係分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第1号教育政策課関係分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、教育政策課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：12時36分

再開：12時36分

○安部委員長

再開いたします。

最後に学校教育課関係議案の審査を行います。

議第 22 号別府市奨学金に関する条例の一部改正について、当局から説明願います。

○松丸学校教育課長

議第 22 号別府市奨学金に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の 12 ページをお開きください。

今回の改正は、奨学金の免除規定を大学卒業後に別府市内で就労している者を対象とすることに伴い、条例を改正しようとするもので、別府市奨学金に関する条例第 11 条第 2 項第 2 号中、別府市内の保育所等で保育士として勤務の事実を別府市内で就労している事実に変更、奨学金の返還を免除する職種を限定せずに、若者の市内での就労を促進する一助となればと考えております。

附則として、施行期日を令和 6 年 4 月 1 日とし、経過措置として、改正後の第 11 条第 2 項の規定は、平成 30 年 9 月 28 日以降に大学を卒業した奨学生について適用するようにします。

以上、説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○日名子委員

奨学金についてなんですけれども、今回幅広く、保育士に限らずというところで、大変よかったですと思いますが、そもそも奨学金の申請をして、要綱とか要件に合った方はもちろん採用されますけど、落ちた方という方にはどういう周知をしますか。どういう条件が満たさなかったとか。

○松丸学校教育課長

合格された方、そして不合格になられた方にも両方に通知はしております。不合格になられた方については、今回、採用はありませんでしたという旨のことについてはお知らせをしております。

○日名子委員

じゃあ何で落ちたかというのは、本人は情報開示等できますか。

○松丸学校教育課長

以前そういった経緯が、記憶は曖昧ですけども、そういったことについて、こちらに来られてきた保護者もいらっしゃったのは少し覚えております。ただそのときには、こちらの言える範囲で、または情報公開があればそれに対応するしかないかなとは思っております。ただしそのときには、情報公開をするまでには至らなかったとは記憶しております。

○日名子委員

情報公開する。できる、できないという何らかの基準があるかと思えますけど、なぜ不採用になったのかというのは、多分知る権利というか、知りたいのではないかなと思えますし、やはり奨学金を申請したいという、いろいろな家庭の事情もあるのではないかなと思えます。

○松丸学校教育課長

そういった方々におきましては多分、こちらで説明した上で、情報公開までは至らなかったとは記憶しておりますので、もしあればまたその対応はさせていただこうと思います。

ただ、今のところ、応募が多かったのですが、以前はもうぎりぎりの4名の方と多かったので、そういった情報公開にはならなかったとは記憶しております。

○日名子委員

今後はそのときに応じて対応するということですか。情報公開は、その方に応じて平等に情報開示というのは今後する予定は検討できない。

○松丸学校教育課長

これにつきましては、やはりこちらのほうから認定または非認定ということでお伝えした上で、それに対してやはり情報公開を求められる方については対応いたしますが、それを求められない方までには、それは今のところは考えておりません。

○日名子委員

一応、今のところ高校生が1人6,500円ぐらいですかね。人によって何百円か違ったように、今大学生が月4万円ということで合っていますか。

○松丸学校教育課長

はい。

○日名子委員

これ、高校生例えば月額6,500円というのは、いつからこの金額は変わってないのでしょうか。

○寺岡教育長

この金額はもうかなり設定されていたんですけど、この金額で高校生には。贈与の形ですね。今、委員さんおっしゃいましたように、応募している方がどうしても予算内で収まっていますので、毎年半分以上しかもう受けられない状況が、高校生にはございます。

ですからその後、人物・学力・貧困度、それをもう計算しまして、基準も設けて、一応カットラインをしているような状況でございまして、大変毎年苦慮しているようなところがございます。

大学生につきましては、今課長が答弁しましたけど、恐らく情報開示になっても、恐らくそういう人物から学力、貧困度、それと将来のこと等を加味して判断せざるを得ないと。

○日名子委員

多分、何十年と6,500円は変わってないと思いますが、物価高騰で、ほかのところでもいろいろ支援していますね。高校生もやはり6,500円となると、段階的に上げてあげてもいいのではないかなど。お友達のお付き合いもあるでしょうし、趣味も持ちたいでしょうし、例えばですけど、今、塾とかも大変高くなっていますし、やはり勉強したいという方も、家族の支援が得られないパターンもあると思いますので、何らかの形で段階的に上げられる検討を是非、していただければと思います。

○寺岡教育長

分かりました。

○松丸学校教育課長

それにつきましては、高校の無償化、授業料の無償化もありますので、やっぱりそれも含めた上で検討していかないといけないかなというのは考えております。

○安部委員長

ぜひ、検討してください。それと、正確な数字はまた改めて、分かったら教えてください。

○日名子委員

児童手当が高校生まで拡充されますが、自分で使えるお金となると、もうちょっと必要なのかなとは思いますが、よろしくをお願いします。

○安部委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第 22 号別府市奨学金に関する条例の一部改正について、議案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第 22 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、学校教育課関係議案の審査を終了いたします。

本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきます。

これをもちまして、厚生環境教育委員会を終了させていただきます。お疲れ様でした。

○閉議：12 時 46 分